

13 斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全対策の推進について

《提案・要望の内容》

○大橋川改修事業に伴い、米子・境港両市民の安全・安心を確保するため、中海湖岸堤の整備を促進すること。

○中海湖岸堤の整備箇所（短期整備：6箇所）

- ・整備完了：崎津漁港（H22完了）
- ・事業中：渡漁港（境港箇所）、米子空港南側（葭津箇所）
- ・未着手：貯木場、旗ヶ崎承水路、米子港

※鳥取・島根両県は、大橋川改修事業の実施に当たり、国が示した工程表に沿って中海湖岸堤を整備するよう国に求める協定書を締結。（平成21年12月19日）

※両県はその推進母体として中海の水に関する諸問題を協議する「中海会議」（国土交通省、農林水産省、鳥取・島根両県、中海沿岸市町等）を設立。（平成22年4月22日）

※国としても、斐伊川水系河川整備計画（平成22年9月30日策定）に中海湖岸堤の整備促進を明記しており、国はこの計画に基づいた着実な整備を進める必要がある。

○中海における流動の把握など、水質改善に向けた国及び県の観測体制の連携を強化すること。

○浅場造成、植生帯の復元など、中海（湖沼法指定湖沼）における具体的な水質浄化対策の積極的に推進すること。

○湖沼の水質改善に資する汚濁機構解明等の調査研究を推進すること。

○湖沼法指定湖沼において、湖沼水質保全計画などに基づき県や市町、各種民間団体が実施する事業に係る財政支援を拡充すること。

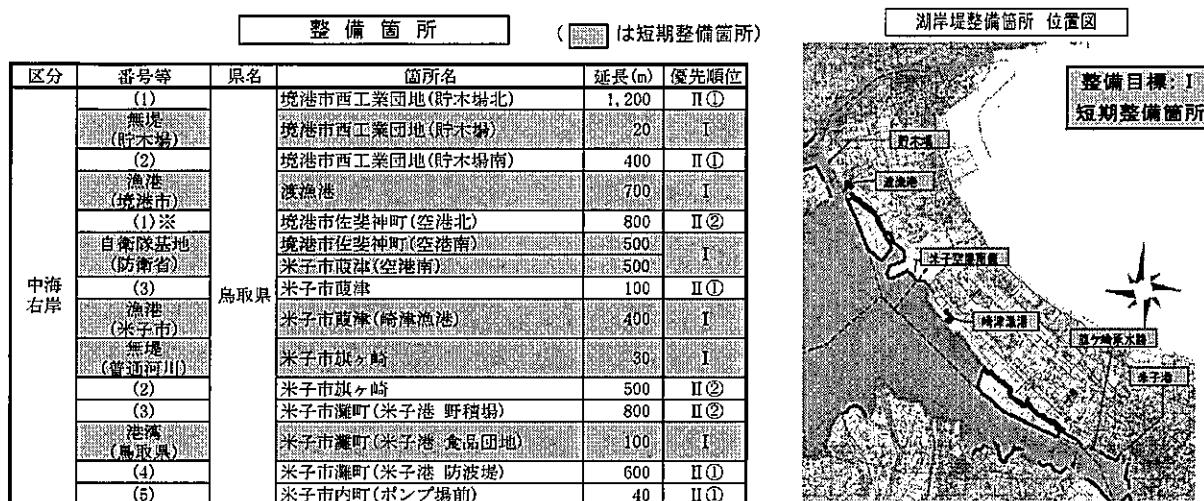
※中海においては、平成元年度から湖沼法に基づく水質保全計画に取り組み、平成21年度に第5期計画を策定し、関係機関と連携して各種の浄化対策を推進しているが、依然として環境基準が達成できていない状況にある。

※平成22年4月に鳥取・島根両県と沿岸の4市、国の関係機関が共同で設置した中海会議では、中海における水質改善を進めるため、観測の強化・推進の意見が出され、専門家の意見を聞き、観測箇所等の拡大について検討することとなっている。

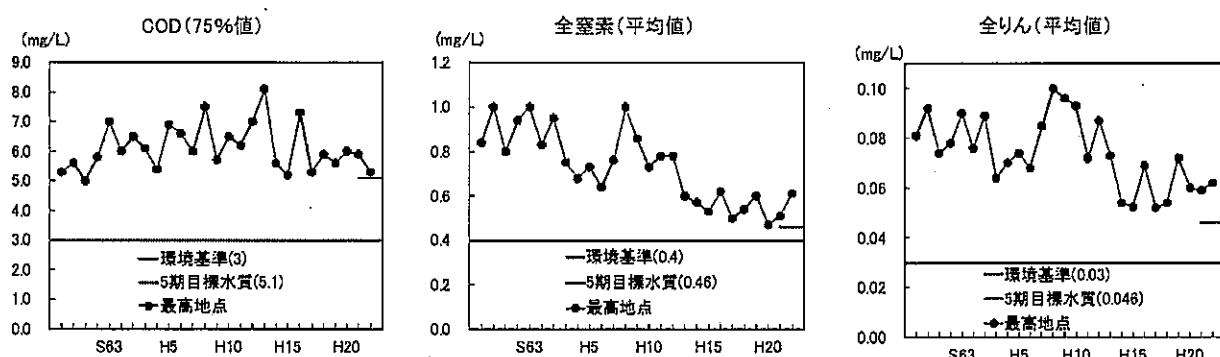
※国においては、浅場造成、植生帯復元等を進められているが、小規模で効果は限定的であり、一層の規模拡大、自然浄化機能の再生促進や湖底環境の改善など、更なる水質浄化対策を積極的に推進していただきたい。

<参考>

○国が示した「斐伊川水系河川整備計画」における湖岸堤の整備計画



○中海の水質の経年変化



14 再生可能エネルギーの導入促進について

《提案・要望の内容》

- メガソーラー発電施設や大規模風力発電施設等と一般電気事業者の送配電線との系統連系がスムーズに実施できるように一般電気事業者を指導すること。
 - (※再生可能エネルギー電気の早期導入のためには、系統連系に要する期間を短縮することが必要。)
- 第177回通常国会で成立した「再生可能エネルギー電気特別措置法」の買取価格（調達価格）・買取期間（調達期間）については、6月18日告示され洋上風力発電については、陸上の買取価格等が適用されることとなった。洋上風力発電についてもコストデータの把握を行って実態に即した買取価格等を早期に設定すること。
 - (※コスト等検証委員会において洋上風力発電についてもコストの試算がなされている。
また、調達価格等算定委員会においても、コストデータの把握が可能となった時点で別途の区分を設けることも含めて再検討することとしている。)
- 優良農地の確保に支障を生じないことを前提として、農地のうち風力発電事業に使用する部分について転用を認めること。
 - (※風力発電の風況適地エリア内にある農地の一部を転用し活用することで、農業と調和のとれた風力発電が実現可能。)
- 「規制・制度改革に関する分科会」が平成24年3月29日に公表したエネルギー供給に関する103の規制・制度改革事項について、各省庁が速やかな措置を実施すること。

<参考>

- エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日閣議決定)抜粋
エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針 (別紙)

番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	法律事項・政令事項・省令事項				所管省庁
				法律	政令	省令	その他(適用等)	
28	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する。	平成24年度措置			●		農林水産省
33	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化①(情報開示の拡大に向けた見直し)	送配電網や接続可能地点等の系統の受入可能情報や接続コスト(費用の内訳、工期等)等について、再生可能エネルギー事業者等から実情把握を行い、必要な改善点を検討し、更なる情報開示を進めるため、例えば、闇黙などの手法により広く情報が得られるよう見直しを行う。	平成24年度措置				●	経済産業省
34	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化②(申請手続の見直し)	系統接続申請を円滑化するため、再生可能エネルギー事業者等から実情把握を行い必要な改善点を検討し、現在電力会社によって異なる系統接続申請書類や運用ルールを見直し、手続書類の様式を簡素化・統一化するとともに、標準処理期間の短縮化を図る。	平成24年度措置				●	経済産業省

15 黄砂問題に対する取組の推進について

《提案・要望の内容》

- 黄砂に関する実態解明調査・研究を推進すること。
- 発生地の砂漠化を防止するための対策・事業を推進するとともに、東アジア諸国との連携を推進すること。

※近年、日本への黄砂の飛来回数が増加傾向にあり、鳥取県においても飛来回数は直近約10年間では、それまでの10年間の2倍以上にも増加し、また3年前からは、近年見られなかった秋から冬にかけても飛来が確認されるなどの状況がある。今後も中国内陸部等の砂漠化の進行に伴い、黄砂の発生回数の増加等が懸念されているところであり、韓国においては、大飛来時には学校休校等の影響も見られる。

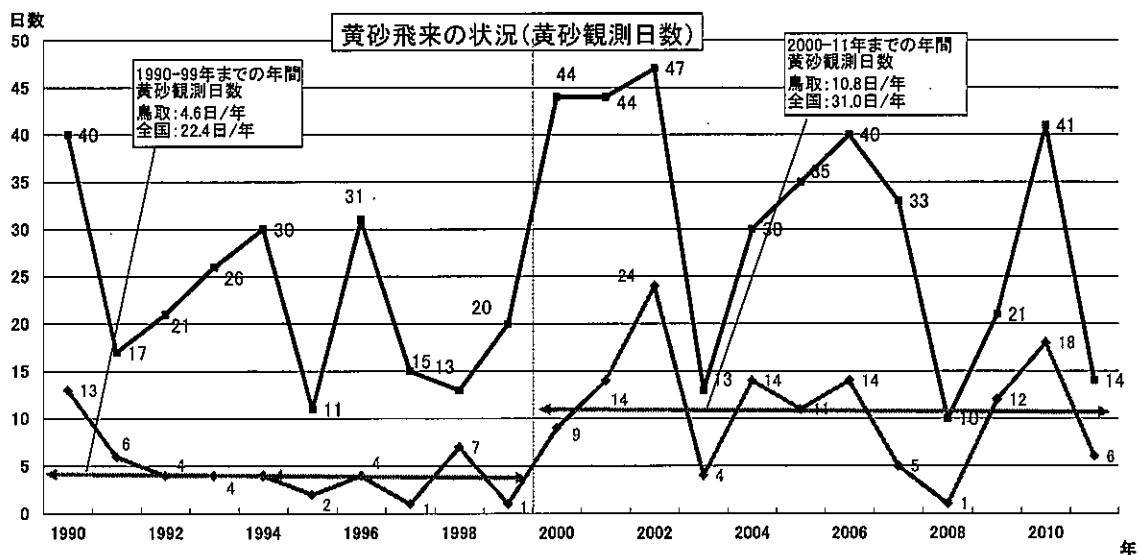
※呼吸器疾患やアレルギー等の健康に影響を及ぼすことも懸念されており、また、全国的に黄砂観測日には、有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られる。

※このため、当県においては、大学等と連携した黄砂中の金属や微生物の調査、並びに他府県と黄砂の調査研究に関する情報交換等を実施しているところ。

また、今年開催された北東アジア政府環境保護機関実務者協議会において、モンゴル国中央県から研究・研修や中央県内地域における試験的な活動など砂漠化防止について協力の要望があったところ。

<参考>

○近年の黄砂飛来状況



- 平成12年以降、日本への黄砂の飛来回数は増加し、中国内陸部等の砂漠化の進行に伴い、今後も黄砂の発生回数の増加が予想される。
- 黄砂観測日には、マンガン、ニッケルといった有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られ、健康への影響が指摘されている $2.5 \mu m$ 以下の微小粒子が含まれることも明らかとなっている。

16 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加検討について

《提案・要望の内容》

- 政府は、各分野の交渉内容や農林水産業等への具体的対策を語らないまま、ＴＰＰ交渉参加に向けた関係国との事前協議を進めているが、未だ国民的議論は不十分である。ＴＰＰ問題は第三の開国といわれる國のあり様に関わる重要課題であるため、交渉参加国との事前協議によって明らかになった情報の開示や悪影響を克服する具体策の提案を速やかに行い、ＴＰＰ交渉参加に向けた判断に国民が参加できるよう対応すること。
- 特に、甚大な悪影響を受けることが想定される国内農林業の再生・競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて議論するなど、国益に適った結論が得られるよう慎重に対応すること。

※政府は、平成24年1月17日を皮切りとして現ＴＰＰ協定交渉参加国（9カ国）との事前協議を開始し、現在、米国、豪州、ニュージーランドとの協議を継続中。
※政府を挙げてＴＰＰに関する国民への情報提供を図ることを目的として、平成24年2月19日より全国9カ所で地域シンポジウムを開催。
※平成24年4月30日、米国ワシントンで行われた日米首脳会談において、野田首相はＴＰＰ交渉への参加表明を見送り、米国側との事前協議を前進させたいと表明。

＜参考＞

「野田首相 記者会見での発言」（平成23年11月11日）

- 12日から参加するアジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議でＴＰＰ交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることとした。（略）我が國の現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させるためには、アジア太平洋地域の成長力を取り入れないといけない。情報収集に努め、十分な国民的議論を経たうえで、国益の視点に立ってＴＰＰについての結論を得ていきたい。

「ＴＰＰ協定交渉の分野別状況」（平成24年3月22日 政府公表資料より抜粋）

- 「物品関税」について、交渉は当初見込みより遅れており、依然、本格的議論を行う状況には至っていない。90～95%の品目の即時撤廃し、残る関税についても7年内に段階的に関税を撤廃すべきとの考え方を指示している国が多い。
- 「政府調達」について、対象に地方政府を含めることを目指す国もあるが、現時点では中央政府に集中して議論している。

17 農林漁業の就業及び定着促進対策の充実強化について

《提案・要望の内容》

- 農の雇用事業において、新たに設けられた雇用就業者の年齢要件（45歳未満）を撤廃するとともに、農地保有合理化法人等が期間を定めた雇用契約で実施する、独立就農を目的とした研修も対象となるよう要件緩和すること。
- 緑の雇用支援事業の継続及び助成額の引き上げ、研修支援期間の延長及び募集期間の見直しなど制度を拡充すること。
- 県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業及び漁業の雇用対策支援制度（農林水産物加工業者等が行う規模拡大・新部門導入、漁業等に対する新規雇用の支援施策）を創設すること。

※農の雇用事業において、今年度から雇用就業者の年齢要件が原則45歳未満とされたが、当県では多様な担い手確保の観点から65歳未満までを認定就農者の対象として捉えているところ。

※また、農地保有合理化法人や市町村公社等による雇用も対象となるが、期間限定の雇用契約を締結して研修を実施するような雇用形態は支援対象とされていない。（当県の農地保有合理化法人、市町村公社では昨年度、計32名をこの形態で雇用し、独立就農を目指した研修を実施しており、県単独事業で措置しているところ。）

※「緑の雇用」現場技能者育成対策事業における制度の拡充が必要。

- ・月助成額を現行の90千円から130千円（最低賃金相当額）までの引き上げ。
- ・1年目の研修期間を現行8ヶ月から10ヶ月まで期間延長。
- ・募集期間が年1回のみであり、通年又は複数回を設定。

〈参考〉

【H23鳥取暮らし農林水産就業サポート事業等の実施実績】

	事業名	助成対象	雇用創出状況		県独自の要件緩和等
			目標数	採択数	
農業	鳥取へIJUアグリスタート研修事業（県）	鳥取県農業農村担い手育成機構	20名	17名	県独自の支援
	鳥取県版農の雇用支援事業（国、県）	農業法人、農業者、作業受託事業体等	100名	46名（うち国庫36名）	作業受託事業体を対象に追加等
	就農研修支援事業（県）	農地保有合理化法人等	20名	15名	県独自の支援
	県産農林水産物加工業者雇用支援事業（県）	食品加工業者	20名	15名	県独自の支援
林業	鳥取県版緑の雇用支援事業（国、県）	林業事業体	50名	38名（うち国庫33名）	通年の申請受付等
	木材産業雇用支援事業（県）	製材工場等	15名	32名	県独自の支援
漁業	漁業雇用促進対策事業（県）	漁業経営体	15名	31名	県独自の支援
	合計		240名	194名	

(国、県)：国庫事業に県事業を組み合わせて要件拡大、追加助成を行っている事業

(県)：県独自の支援施策

18 新規就農者対策の充実強化について

《提案・要望の内容》

- 現場の期待も大きく、国的主要な新規就農対策として打ち出された青年就農給付金が要望額に対し大幅な予算不足の状況にある。要件を満たす者に給付できるよう、十分な予算措置を講じること。
- 新規就農者の初期投資を軽減するため「経営体育成支援事業」を継続実施するとともに、従来どおり、新規就農者が就農前に施設・機械を整備できるようにすること。

〔※経営体育成支援事業において、平成24年度より就農年度以降に実施する事業に対象が限定されたが、農業は一般的に春先に営農準備に入り、機械・施設等も必要となるため、就農前年度から対象とならなければ円滑な就農が困難。〕

<参考>

○青年就農給付金の要望に対する内報額

対象者数 要望 準備型35人、経営開始型169人 計204人
予算額：306,000千円
内報 89人分 予算額：133,500千円
要望対比43.6%

○新規就農者数の推移（平成15年度～平成22年度）（単位：人）

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
新規就農者数	17	19	32	20	24	41	45	47
新規参入者	4	5	13	0	8	24	27	30
新規参入者の割合 (%)	24	26	41	0	33	59	60	64

※新規参入者：農業経営基盤を持たないI J Uターン者など

19 肉用牛肥育経営安定特別対策事業の補てん方法の改善について

《提案・要望の内容》

○肉用牛肥育経営安定特別対策事業において、積立基金の不足により補てん金額を減額した場合、翌年度にその減額分を支払うことを可能とすること。

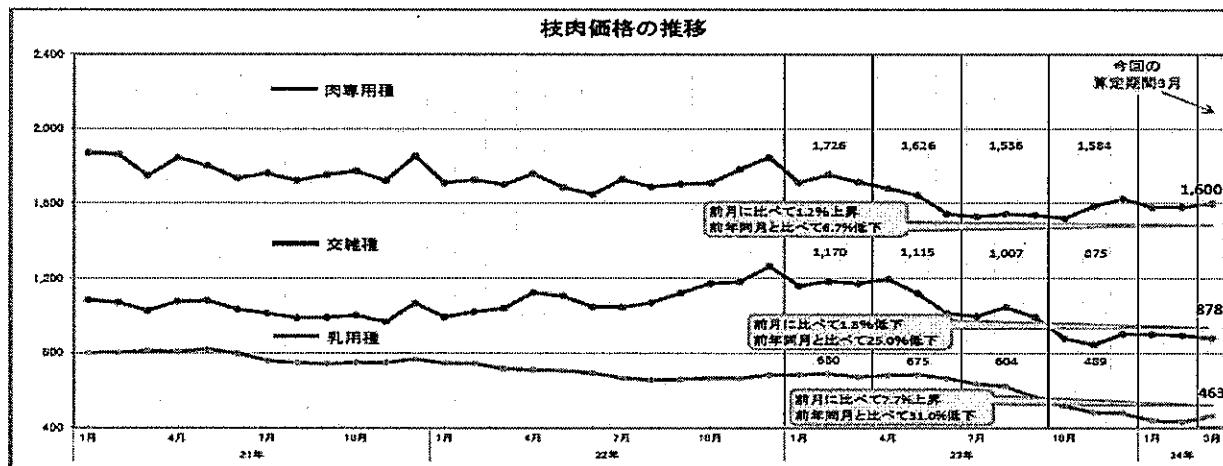
○また、前年度の減額分を支払ったことで、基金が不足した場合、国が基金の積み増しをするなどの財政的な措置をすること。

※当制度は、全国一律の積立金単価・補てん額の保険制度にもかかわらず、基金不足により、本県では乳用種において平成24年1月以降の補てん金を減額せざるを得なかった。

※さらに、平成23年7月から補てん金の毎月払いを行っている上、積立金以上の補てん金の支払が続くなど積立金の不足が予測されるような状況では、速やかに積立金単価を引き上げる等の柔軟な対応が必要であった。

<参考>

1 枝肉価格の推移（全国）



2 鳥取県における補てん金額の推移

	乳用種	支払額	減額分	交雑種		肉専用種	
				減額	減額	減額	
22年第1四半期	55,900	55,900	0	37,000	0	45,400	0
22年第2四半期	69,800	68,700	1,100	69,200	0	36,400	0
22年第3四半期	57,000	49,400	7,600	31,700	0	-	0
22年第4四半期	55,300	55,300	0	35,600	0	-	0
23年第1四半期	49,600	49,600	0	51,300	0	33,200	0
23年7月	59,300	59,300	0	99,400	0	74,200	0
23年8月	57,500	57,500	0	89,000	0	83,800	0
23年9月	73,900	73,900	0	108,100	0	73,300	0
23年10月	91,000	91,000	0	153,600	0	84,800	0
23年11月	97,700	97,700	0	170,600	0	62,300	0
23年12月	106,800	106,800	0	153,700	0	51,300	0
24年1月	120,200	111,100	9,100	151,300	0	69,500	0
24年2月	124,100	70,600	53,500	150,800	0	67,000	0
24年3月	124,500	78,200	46,300	152,300	0	39,900	0

3 積立金単価の変更

全国的に乳用種と交雑種で積立金の枯渇が心配されるため、平成24年4月積立て分から積立金単価を上げることが決定された。

H23年度 基金積立金額(H24.3月まで)

品種	合計額	国	生産者	県
比率	1	3/4	1/6	1/12
乳用種	72,000	54,000	12,000	6,000
交雑種	100,000	75,000	16,700	8,300
肉専用種	52,000	39,000	8,700	4,300

H24年度 基金積立金単価(H24.4月～)

品種	合計額	国	生産者	県
比率	1	3/4	1/6	1/12
乳用種	120,000	90,000	20,000	10,000
交雑種	120,000	90,000	20,000	10,000
肉専用種	52,000	39,000	8,700	4,300

20 木造公共施設への整備支援について

《提案・要望の内容》

- 公共施設の木造化を進め、県産材の一層の需要拡大を図るため、市町村等が県産材を活用して建築する木造公共施設の整備費助成に係る既存の補助事業【森林・林業・木材産業づくり交付金】を継続するとともに、予算額を拡充すること。

※木造公共施設整備は、県産材の需要拡大はもとより、県内林業・木材産業の活性化や経済波及効果、雇用創出効果も期待できるため、国の一層の支援を要望するもの。

※本県では、平成21から23年度にかけて、森林整備加速化・林業再生基金により、市町村が建築する幼保一体型施設をはじめ、公共施設47棟が木造化又は内装木質化され、県産材が約4,500m³（戸建木造住宅の概ね150戸分に相当）使用された。

※しかし、森林整備加速化・林業再生基金は、平成24年度以降は木造公共施設の整備が助成対象から外され、また、森林・林業・木材産業づくり交付金も予算的に厳しい状況。

※本県では、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、多くの市町村が木材利用方針を策定（15市町村が策定済であり、策定率79%。残り4市町も今年度内に策定予定。）しており、公共施設の木造化や県産材の利用に積極的。

<参考>

○市町村の木造公共施設建築計画の状況

事業主体	年度	施設の種類（名称）	構造・規模	木材利用方針策定日
鳥取市	26	湖山地区公民館（仮称）	木造平屋1棟	平成24年2月29日
八頭町	25	郡家駅コミュニティ施設	木造平屋1棟	平成24年1月27日
	26	たから保育所（仮称）	木造平屋1棟	
	27	船岡保育所（仮称） 八東保育所（仮称）	木造平屋2棟	
大山町	25	名和保育所（仮称）	木造平屋1棟	平成24年3月13日
日南町	25	日南町社会体育館（建替）	木造平屋1棟	平成24年2月14日
合計			7棟	

○市町村等が整備した木造公共施設整備の状況

単位：棟、m³

区分		H21年度	H22年度	H23年度		小計(H21~23)		H24年度
補助事業名		基金	基金	基金	交付金	基金	交付金	交付金
事業主体別棟数	市町村	3	11	2	4	16	4	1
	民間団体等	7	15	9	1	31	1	
	計	10	26	11	5	47	5	1
県産材使用量		1,342	2,725	405	730	4,472	730	300
※戸建住宅戸数換算		45	91	14	24	149	24	10

注：①年度は、予算化された年度。

②補助事業名欄の「基金」は森林整備加速化・林業再生基金、

「交付金」は森林・林業・木材産業づくり交付金の略

③※戸建住宅戸数換算は、住宅1戸当たりの木材平均使用量(30m³)を基に算出。

21 「鳥取発次世代社会モデル創造特区」の 地域活性化総合特区への指定について

《提案・要望の内容》

○地域の強みと住民ニーズを独自のビジネスモデル構築手法により結びつけることで、新事業の創出と住民の暮らしの豊かさ意識の向上を図る「鳥取発次世代社会モデル」の創造により地域活性化を図る鳥取県西部圏域を地域活性化総合特区に指定すること。

＜参考＞申請の概要

名称：鳥取発次世代社会モデル創造特区

区域：鳥取県西部圏域（米子市をはじめ西伯郡や日野郡など2市6町1村からなる地域）

目標：地域の強みと住民ニーズを独自のビジネスモデル構築手法により結びつけることで、新事業の創出と住民の暮らしの豊かさ意識の向上を図る鳥取発次世代社会モデルを創造し、この好循環により地域活性化を図る

（評価指標と目標数値）

①暮らしの豊かさ意識を示す「とっとり幸せの感じ方指標」を評価指標として設定

とっとり幸せの感じ方指標（総合）61.19ポイントを7.5ポイント向上 等

②各モデル事業の進捗把握に関する評価指標を設定

e-モビリティ導入73台、無停電対象49世帯、健康指導プログラム参加者数1,000人 等

事業：とっとりスマートライフ・プロジェクト

豊かさを実感できる暮らしの実現に効果的なテーマを生活者視点から設定して各種モデル事業を実施することで、地域課題の解消と新事業の創出の好循環を生み出していく起點となるプロジェクトを実施していく

〔コアとなるモデル事業〕

実現を支える地域資源や強みがあり、かつ意識調査で生活満足度への重要度と施策への期待度が高かった以下の3つの実証事業を実施し、有効性を検証

①商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス（実施工エリア：米子市中心市街地）

商店街でe-モビリティ（小型電動移動体）等を用いて市街地の利便性を高めるEVカーシェアリングを地域の再生可能エネルギーを活用して実施し中心市街地の活性化を図る

②再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス（実施工エリア：江府町下蚊屋地区等）

再生可能エネルギー（小水力発電）を活用し、災害等による停電時でも必要最低限の電力を供給できる仕組みを構築し、無停電地域を作り暮らしの安心向上を図る

③健康情報を高度利用する健康づくりサービス（実施工エリア：南部町）

健康診断、アミノ酸分析結果等の健康情報を集約し、地域の傾向や住民それぞれの健康状態に合わせた新たな健康指導プログラムの提供等の健康づくりサービスを創出する

新たな規制の特例措置の提案：

- ・ワンウェイ（乗り捨て）型カーシェアリング事業を実施する場合のルール設定（道路運送法）
- ・災害時における電力供給の電圧（下限）に関する規制緩和（電気事業法）
- ・健康情報を利活用する場合の調査票情報の提供に関する規制緩和（統計法）
- ・住民調査対象者抽出の際の住民票の写しの交付に関する規制緩和（住民基本台帳法）等

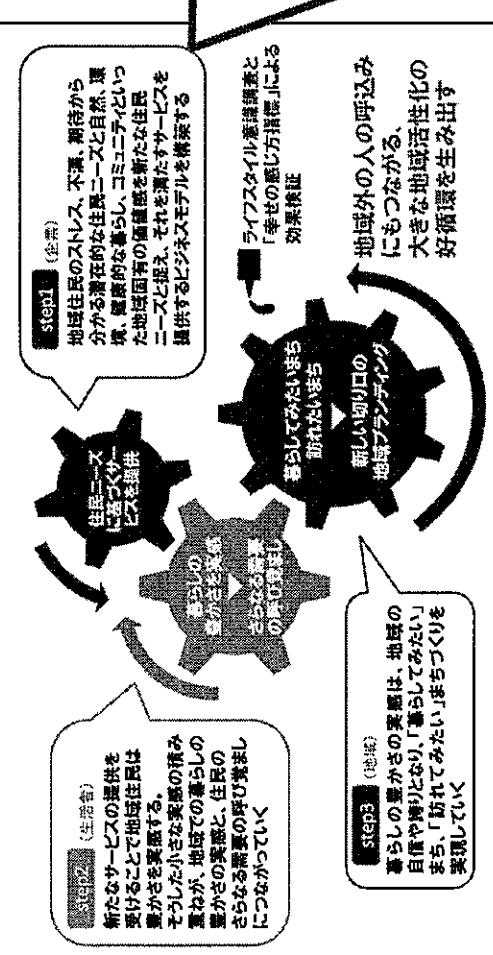
地域の責任ある関与：

- ・県は独自の支援策（事業補助、利子補給）を予算措置
- ・地元自治体（米子市、南部町）は実証事業に必要な経費を予算措置 等

鳥取県次世代社会モデル創造特区

- ▶ 独自のビジネスモデル構築手法により、生活者視点から新しい需要を開拓する新製品・新サービスを開発
 - ▶ 規制の特例等を用いて社会サービス実験を行い、地域課題の解消と新事業創出の好循環を生み出す

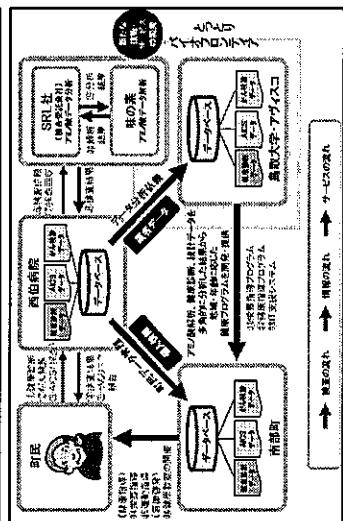
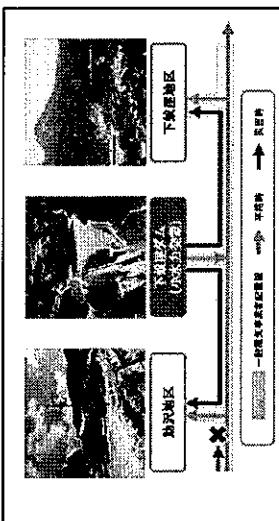
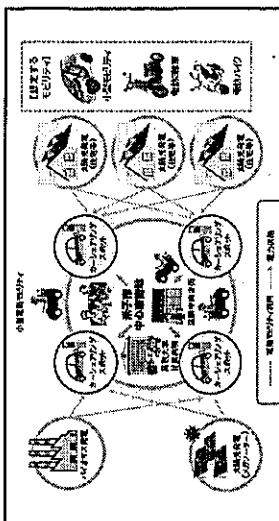
【目指す地域】需要の伸び覚ましたる地域活性化の好循環



【取り組む事業の内容】

トヨタスマートライフ・プロジェクト

豊かさを実感できる暮らしの実現に効果的なテーマを生活者視点から設定して各種モデル事業を実施することで、地域課題の解消と新事業の創出の好循環を生み出していく起点となるプロジェクトを実施していく



再生可能エネルギーによる 災害時集落無停電サービス

- による
再生可能エネルギーサービス
災害時集落無停電サービスの要件緩和
電力供給の下限値の(電車法第26条等)
一般電気事業者の配電設備のルール設定
の第三者運用の(電車法等)

健常情報を高度利用する
健康づくりサービス

- # モニタ事業③

規制の特例措置の提案

- 設定の根拠**

鳥取県西部圏域はひとつ的生活圏域を形成する、一方、立地条件等の違いからライフスタイルは様々で、多様なニーズが潜んでおり、鳥取発次世代社会モデル創造と横展開にこだわる。

[区域：嘉峪关西部]



22 中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策について

《提案・要望の内容》

○円高、原油高に加え、電機、自動車など国内主要産業の生産拠点の海外シフトが近時加速する中で、下請企業や零細企業を中心とする地方中小企業の事業環境は依然として厳しい状況にある。

平成25年3月末を最終期限とされている中小企業金融円滑化法は、中小・零細企業の倒産防止や事業継続に相当の効果を発揮しており、経営基盤が脆弱な中小・零細企業の資金繰りに支障を来さないよう、同法を延長すること。

※本県における大手企業の事業再編（三洋CE）による影響（平成24年1月）

〔影響〕 従業員数 ▲ 530人

〔対策〕 県では、雇用確保等に向けて補助・資金対策等15億円の対策を実施。

※中小企業への経営支援体制の強化（平成24年6月補正）

中小企業者の経営再生の取組を支援するため、「鳥取県経営再生サポートセンター」の創設など、支援体制を強化。

〈参考〉

○グローバル化による県内最大手家電メーカーの事業再編の影響

〔H24.1月〕 三洋CE（三洋電機・パナソニック事業再編）

従業員数の減 ▲ 530人 [約1,200人→約670人]

三洋CE関連の製造品出荷額は県製造業全体の約24%（H22年度）を占める。

【県の経済・雇用対策】 H23対策予算 約15億円

- ・新製品の開発・研究開発への補助
- ・地域経済変動対策資金の創設
- ・中高年離職者の相談体制の拡充
- ・県等による離職者等の直接臨時雇用
- ・正規雇用者を雇い入れた事業主への奨励金の支給 など

○鳥取県における経営支援体制の強化

平成24年6月補正で中小企業者の経営再生のための支援体制を強化。

- ① 鳥取県経営再生サポートセンターの創設（経営支援コーディネータ3名を配置）
- ② 商工会議所の支援体制の強化（経営支援強化のため4会議所に6名を増員）
- ③ 再生支援協議会など専門機関との連携強化（ほかに税理士・中小企業診断士等）
- ④ 中小企業者の経営再生を支援する制度資金の創設 など

23 日本初鳥取発「グローバルビジネスリーダー（G B L）」創出プログラムへの支援について

《提案・要望の内容》

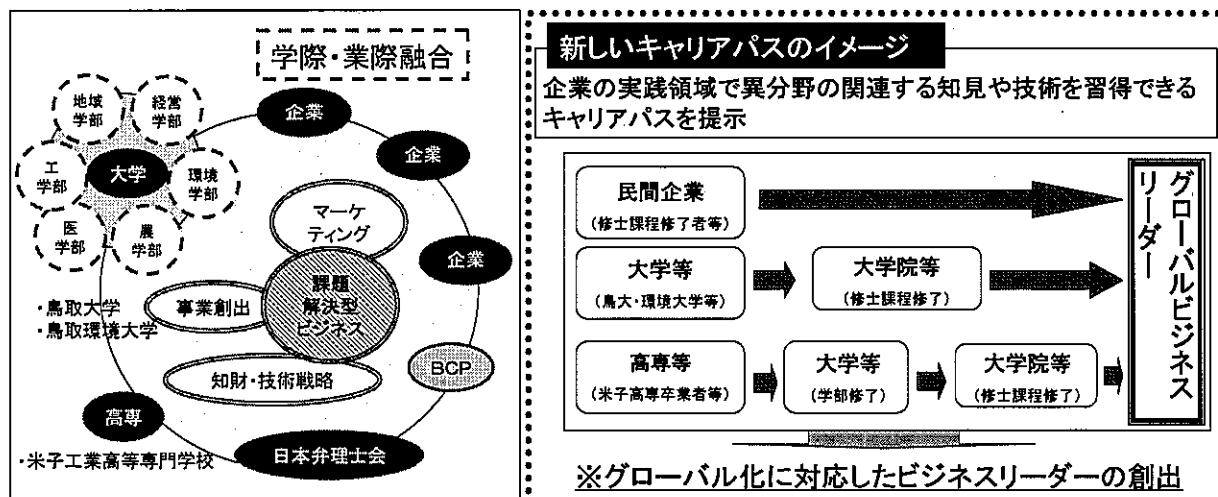
- 新規立地に重点を置く現行の企業立地促進法に基づく支援を、高度・先進技術型の「グローバルマザーファクトリー（G M F）」の集積に向けた取組にも拡充し、国際競争力をもった新たな産業集積を目指し、地域経済の活性化・産業の高度化に資するよう企業立地促進法の改正を行うこと。
- 地域・時代が求めるニーズに合った課題解決型ビジネス、地域雇用を創出するサービス業を展開するため、異業種の企業、学術機関、研究・技術支援機関が連携する「グローバルビジネスリーダー（G B L）」創出のための人材育成カリキュラムを認定し、開発支援を行う新たなスキームを企業立地促進法に盛り込むこと。

※近年の超円高傾向など地域経済をとりまく環境が大きく変化し、企業の海外展開・国内生産拠点の再編が加速。このため、地域における産業集積の維持・活性化を図るとともに、国内需要を掘り起こすため、高度・先進技術をベースとした課題解決型ビジネスへのシフトが急務。

※今後、国際競争力を持ち、地域の立地魅力を高めるためには、研究開発機能を有するグローバルマザーファクトリーの立地とともに、グローバル時代に対応できる人材育成が急務であり、特に大学・企業との連携により、地域におけるビジネス課題を解決するための人材を育成する「グローバルビジネスリーダー（大学院等を活用したビジネス課題解決のための人材（学術博士）を育成する制度）」の創出が求められている。

＜参考＞

○新たな支援策の方向性



24 世界ジオパークネットワーク加盟後の取組への支援等について

《提案・要望の内容》

- ジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。
- ジオパークに親しむ観光の充実や教育活用の促進に関する取組を支援すること。

※科学的に貴重な地質や地形などを含む自然公園（地質遺産）を保護し研究に活用するとともに、教育や地域振興に活かすことを目的とした「ジオパーク」が、ユネスコ支援のもと、主に欧州や中国で取り組まれており、平成16（2004）年には「世界ジオパークネットワーク」が設立。

※国内において日本ジオパークに認定された地域の集まりである「日本ジオパークネットワーク」が平成21年5月に設立。

※世界的な組織である世界ジオパークネットワークには、国内では山陰海岸ジオパーク（鳥取県、兵庫県、京都府）のほか4地域が加盟（洞爺湖有珠山、糸魚川、室戸、島原半島）したのをはじめ、各地でジオパークの取り組みが活性化。

《ジオパーク活動地域》 平成24年5月現在

28都道府県：36地域（世界ジオパーク5、日本ジオパーク15、認定を目指す地域16）

※国内外において、世界ジオパークネットワークの知名度はまだまだ低く、国内加盟地域の紹介を含め国レベルでのPRが重要。

- 環境省において平成25年度の開催が検討されている山陰海岸国立公園の指定50周年記念事業について、全国に向けた魅力発信の契機となるよう取り組むこと。

※環境省は、山陰海岸国立公園指定50周年を契機とした各種記念行事の開催、及び全国の自然公園関係功労者環境大臣表彰式等のレセプションを開催する方向で、関係府県・市町を交えて検討を開始。

※この記念事業は、山陰海岸の魅力を広く発信することにより、地域の貴重な財産である自然を守り育て、次の世代へ引き次いでいく契機となるよう開催されることが重要。

※本県は、官民挙げて国立公園の保全や環境学習、山陰海岸ジオパークの振興に積極的に取り組んでおり、記念事業の開催にあたっては、本県をメイン会場とするよう要望中であることを探し、積極的に連携を図る所存。

（地域に密着したかたちで記念事業を実施するために、実行委員会の早期の設置も必要。）

<参考>

《山陰海岸ジオパーク》

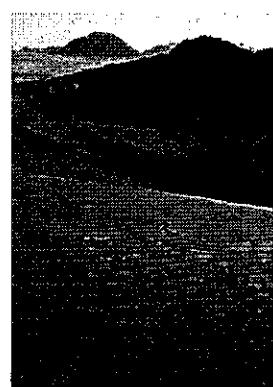
○ジオパークテーマ

日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし

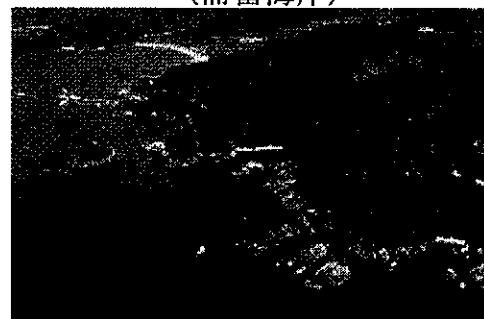
○主な地形・地質学的特徴

- ・日本海沿岸の多様な海岸地形（鳥取砂丘、浦富海岸など）
- ・第四紀における地磁気逆転期の発見サイト（玄武洞）
- ・火成活動の影響を受けた豊富な温泉資源（岩井温泉、城崎温泉など）

(鳥取砂丘)



(浦富海岸)

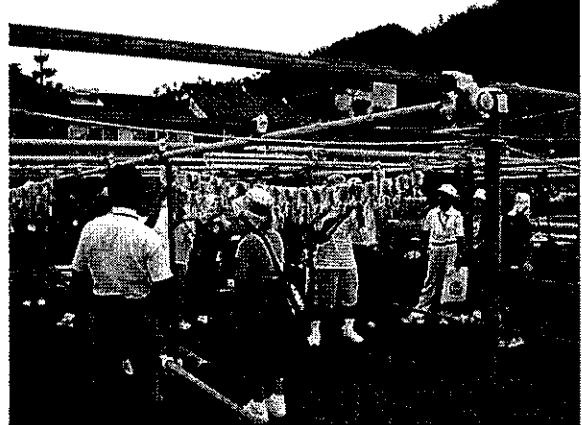


《鳥取県における環境学習やエコツーリズムの取組》

(環境学習の様子)



(山陰海岸エコツーリズム スルメづくり体験)



25 三徳山の大山隠岐国立公園への編入について

《提案・要望の内容》

- 国指定名勝及び史跡「三徳山」の地域について、自然環境の保護・保全とその適切な利用を図りながら将来に引き継いで行くため、地理的且つ歴史的にも関係の深い大山隠岐国立公園の一部として編入すること。

〈参考〉

○本県の中部に位置する三徳山は、特徴ある地形や貴重な動植物が生息することから、昭和29年に三朝東郷湖県立自然公園に指定し、県と三朝町が連携して地域の自然環境を保全してきている。

○この地域は、急峻な小さな尾根や谷、断崖など複雑な地形で形成されており、低標高地にありながら冷温帯にみられる植生が存在するとともに、国宝投入堂をはじめとして、国指定重要文化財の文殊堂など多数の文化財も擁している。

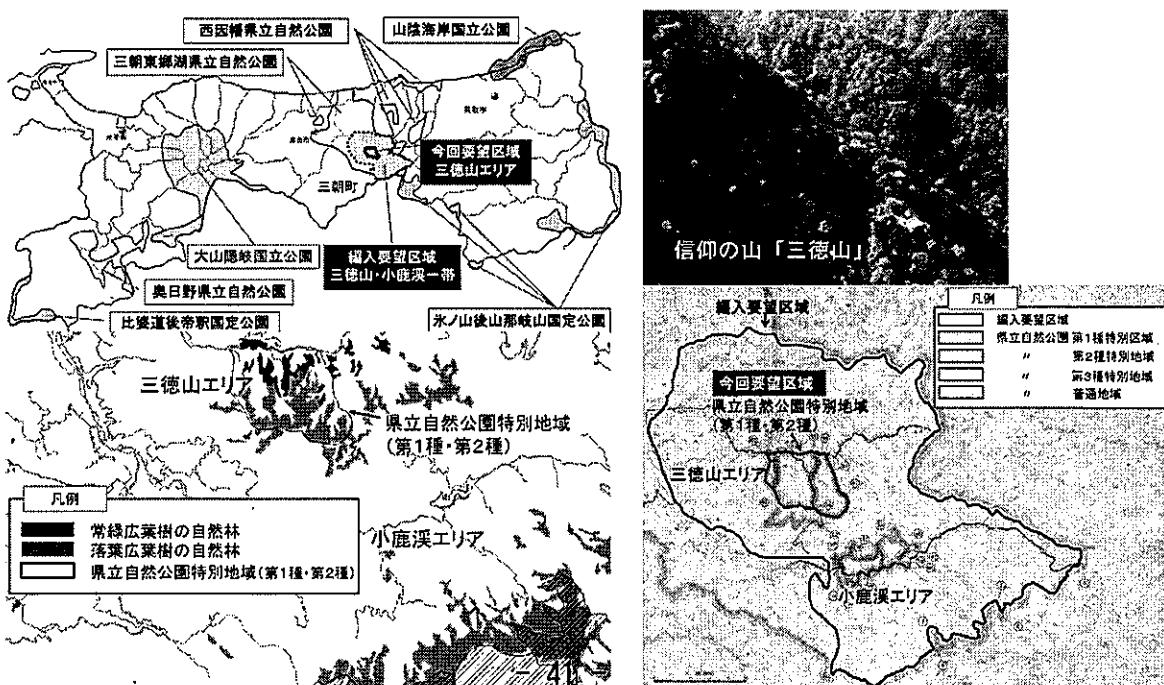
さらに、地域一帯には国の天然記念物であるオオサンショウウオをはじめ多くの野生動物の生息地としても知られ、生物多様性保全の観点からも極めて重要な区域である。

○平成22年11月26日、国立公園指定に向けた「自然環境調査」の実施について、環境省中国四国地方環境事務所に対して三朝町と連携し要望書を提出。また、平成23年10月13日及び同年12月20日、平成24年4月11日に環境省本省に対し要望書を提出。

○本県の要望等を受けて、環境省中国四国自然環境事務所と協議を重ねたところ、三徳山エリアの特殊性・希少性について以下の高い評価をいただき、平成25年秋の中央環境審議会諮問を目指して、実務作業に入るとの御返答をいただいている。

■三徳山の県立自然公園第1種・第2種特別地域のエリアは、常緑広葉樹の自然林と落葉広葉樹の自然林が連続して分布しており、西日本でもほぼここにしかなく、極めて希少。

○公園計画案の策定に当たり、三徳山エリアの貴重な自然環境の保全とその適切な利用を計画に反映するためには、地域の意向を伺いながら進めることが特に重要であるため、互いの連携と協力のもと、意見交換を密に行い、地域の想いや意見を尊重した計画となるよう、特段の御高配をお願いする。



26 スポーツツーリズム・エコツーリズムに関する支援について

《提案・要望の内容》

- 観光庁の事業である訪日旅行促進事業（ビジットジャパン）の主要事業にスポーツツーリズム・エコツーリズムの推進を位置付け、地方の取組について積極的な支援を行うこと。
- 文部科学省のスポーツ立国戦略の主な施策の一つであるスポーツツーリズムの促進及びエコツーリズムに意欲的に取り組んでいる地方に対して、積極的な支援を行うこと。
- 環境省の重点施策であるエコツーリズム及びスポーツツーリズムに意欲的に取り組んでいる地方に対して、積極的な支援を行うこと。

※スポーツツーリズム先進モデル事業への支援

- ①アジアのサイクリング大ブームを受けて、自転車コースに最適な環境を有する大山中海エリアを自転車観光の先進的取組を実施するモデル地区として指定及び支援
- ②鳥取県内にあるウォーキングコース及びサイクリングコースを、観光庁及び環境省推奨のコースとしてPR
- ③国内トライアスロンの発祥である「全日本トライアスロン皆生大会」や「皆生大山SEA TO SUMMIT」をはじめ、鳥取県で開催される主要なスポーツイベントへの積極的な支援
- ④日本・台湾・韓国・中国を巡る「ツール・ド・アジア（仮称）」大会開催の実現に対する支援など、民間スポーツ国際交流への積極的支援
- ⑤環境保全型旅行形態として自転車旅行拡大を目指す鳥取県への支援

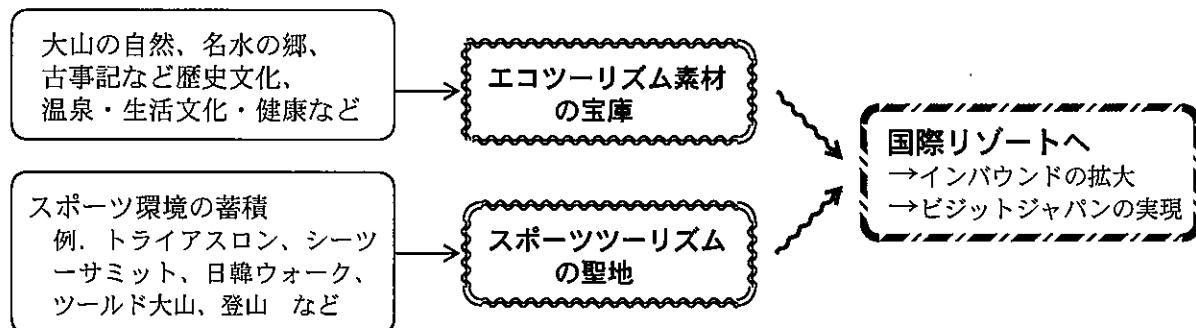
※「エコツーリズム国際大会 2013in 鳥取」開催に向けての支援

- ①MICEの活用
 - 日本エコツーリズム協会と鳥取県との共同開催予定のエコツーリズム国際大会への観光庁の共催参画とキーパーソン（国際的著名人）への出席要請などの協力支援
 - ②エコツーリズムメニューの充実や情報発信、普及における大学連携に向けた支援
 - ③国内外に向けて鳥取県開催のエコツーリズム国際大会PRへの支援
→ 観光立国ナビゲーターの「嵐」のプロモーション協力
 - （例）エコツーリズム国際大会プロモーションDVD、ビデオレターなどでの応援団として「嵐」の出演等
 - ④環境省助成事業「地域コーディネーター活用事業」の継続採択
 - ⑤鳥取県の貴重な地域資源である国立公園（大山、鳥取砂丘、山陰海岸等）の利活用について、地元との一層の連携強化

<参考>

鳥取県の取組の方向

- おすすめウォーキングコース・サイクリングコースの設定などを行い、若者・家族のスポーツ活動を活性化し、さらに、自然・歴史・人の営みなどの「地域文化」の魅力を伝える体験プログラムを充実させるなど、エコツーリズム国際大会開催の地元機運を高める。
- 台湾、韓国などでは登山・ウォーキング・サイクリングなどを日常的に楽しむ人が増えている。国内外で環境や健康志向がより一層高まっており、生涯スポーツがライフスタイルとして定着しつつある。
→ 世界各国が抱いている震災後の日本の不安イメージを払拭するため、空前のアウトドアブームに沸くアジア各国（台湾・韓国・中国）と日本の民間レベルでのスポーツ交流イベントを共同開催し、安心・安全をアピールする。



27 国内地方航空路線の拡充等について

《提案・要望の内容》

○平成25年度の羽田空港再拡張に伴う発着枠の拡大に際しては、国内路線に十分な規模の枠を確保し、特に高速交通網整備の不十分な地方路線に優先的に配分すること。また、地方航空路線の整備・充実について、航空会社にも働きかけを行うこと。

○羽田空港からの始発便が利用しやすいダイヤ設定となるよう、羽田空港の発着枠において、国内線に利便性がよく需要の大きい時間帯については、設定可能便数の増加など柔軟な対応を行うこと。

※新幹線がなく、高速道路も含めた高速交通網の整備が未だ不十分な鳥取県では、首都圏への移動を大きく航空便に依存。鳥取県にとって航空便は、産業振興、企業誘致、定住促進、観光誘客等、地域の存立と活性化のためのライフラインであり、その充実を図り、利用者の利便性を高めることが地域活性化及び観光振興にとって喫緊の課題。

※羽田空港の再拡張に伴う新規発着枠については、一昨年の第1次配分(国内線37便)のうち、路線維持が困難と見込まれる年間旅客数40万人未満の4路線(鳥取・米子等)に優先配分。

※東京から鳥取・米子に向かう始発便は、どちらも6時台の出発で、非常に利用しにくいダイヤであり、観光誘客のための旅行商品の造成も難しいなど不便を来している。また、航空会社からは、羽田空港はすべての時間帯の発着便数が一律に設定されているため、利便性がよく需要の大きい時間帯(出発便の7~9時台)の便数をこれ以上増やすことができないと聞いており、時間帯別発着枠の柔軟な取り扱いが必要。

<参考>

1 平成23年度の県内空港国内便の状況(鳥取・米子-東京便)

搭乗率、搭乗者数は、年度当初は震災の影響で落ち込んだが、利用促進の取組の結果、小規模の減少にとどまった

路線	便数	搭乗者数	搭乗率
鳥取-羽田線	4便	(296,750) 276,116人	(61.6) 60.2%
米子鬼太郎-羽田線	5便	(398,730) 393,565人	(66.0) 65.9%

(注)上段()書きは、平成22年度の数値。

2 航空便利用促進のための地元の取組

愛称が定着した「米子鬼太郎空港」の賑わいづくりや、全日空とタイアップした搭乗率向上キャンペーンなど、官民挙げて利用拡大の取組を強力に展開。

<米子鬼太郎空港・立体オブジェ>



<キャンペーンPRポスター>



28 國際航空路線等の拡充に伴うC I Q体制の確保について

《提案・要望の内容》

○地方における新規國際航空路線、國際チャーター便や外航クルーズ船の就航について、円滑な受入れを行うため、十分なC I Q体制の確保と空港、港湾への柔軟な配置を行うこと。

※本県では、山陰唯一の国際便である米子～ソウル便に次ぐ、将来の新たな国際定期便就航を睨んで、中国や台湾、ロシア沿海地方等東アジア地域をターゲットにインバウンド国際チャーター便の就航を働きかけ、本県への誘客を一層促進する。

※また、平成23年11月に設立されたアジア・クルーズ・ターミナル協会に境港が加盟するなど、アジア地域を中心とした、外航クルーズ船の誘致も積極的に行う。

※地方における国際航空便、外航クルーズ船の円滑な運航には、C I Q体制が十分に確保されることが不可欠。特に平成25年以降には乗客3,000人級の大型クルーズ客船の寄港も計画されており、海外臨船入国手続きや人員体制確保による一層の円滑な手続きが急務。

※鳥取県内にあるC I Q各機関のうち、入国管理部門からは現在国際定期便が就航している日・火・金・土曜日は国際チャーター便等への対応が難しいと言われており、誘致活動への影響が懸念。

<参考>

1 平成23年度の国際定期便の運航状況 (平成24年3月末現在)

区分	路線・運航日	利用者数	利用率
空 路	○米子鬼太郎空港～仁川国際空港（韓国） ○毎週日・火・金曜日運航	(29,617) 30,339 人	(59.8) 57.4%
航 路	○境港～東海港（韓国）～ウラジオストク港（ロシア） ○毎週金・土曜日運航	(27,035) 24,187 人	—

2 平成23年度の国際チャーター便・外航クルーズ船の運航実績 (平成24年3月末現在)

区分	便 数	運航実績
鳥取空港	6便	[航空便] 7・9月 台北、8月 ウラジオストク、 9月 スイス、1・2・3月 台中
米子鬼太郎空港	10便	
境 港	1便	[外航クルーズ船] オリオンII（乗客100人）1回
計	17便	

3 平成24年度の国際チャーター便・外航クルーズ船の運航予定

区分	便 数	主な運航計画
鳥取空港	10便	[航空便] 台湾、ウラジオストク、中国など
米子鬼太郎空港	20便	[外航クルーズ船] ハーモニープリンセス（定員1,000人）10回程度、オリオンII（乗客100人）4回などが境港をファーストポートとして入港予定
境 港	15便	
計	45便	

※この他に中国からの航空便の誘致を進めているところ。

29 学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について

《提案・要望の内容》

○学校施設の耐震化について、各自治体・学校設置者が整備計画どおりに全ての事業を実施することができるよう、国として十分な予算を確保すること。

○各学校の耐震化補助事業の充実・改善を図ること。

【公立小中学校】

・「耐震補強」の補助率嵩上げの対象施設を耐震化が必要なすべての建物へ拡充。

(現行…I s 値0.3未満: 2/3、I s 値0.3~0.7: 1/2)

・「改築事業」についても耐震補強と同様の補助率2/3へ引き上げ。

(現行…I s 値0.3未満: 1/2、耐力度調査結果5千点以下: 1/3)

・補助単価と実勢単価に乖離があり、実情に合った補助単価へ引上げ。

【公立高等学校】

・地震防災対策特別措置法を見直し、その対象を公立高等学校へ拡充。

【私立学校】

・私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充

→耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を2/3へ引上げ。

(現行…I s 値0.3未満: 1/2、I s 値0.3~0.7: 1/3)

→耐震補強が必要で老朽化した私立中・高等学校の改築費用について補助対象化。

※学校施設は、児童生徒の学習・生活の場でありその安全を確保する必要があること、また災害時には住民の避難場所にもなることから、その耐震化を進めることは極めて重要。

※地震防災対策特別措置法の改正により、I s 値0.3未満の学校施設の耐震化について、拡充措置（耐震補強工事の補助率嵩上げ）がなされたところ。

・耐震補強 補助率: 1/2 → 2/3

※当県の学校施設においては、I s 値0.3以上でも耐震化の必要な建物が多くあり、公立・私立を問わず、設置主体の財政難から耐震化が進んでいないのが現状。

※自治体が計画している耐震化事業を計画どおり実施するためには国の支援が必要不可欠。

○東日本大震災で明らかになった学校施設の防災機能に関する課題について、過去の大規模災害時における事例を参考にしつつ、十分な検証を行った上で、学校施設を対象に避難場所としての津波危険区域における建築物の安全確保対策を示すとともに、通信機能・自家発電設備・飲料水等の備蓄品の確保といった防災機能に関する基準を作成すること。

○学校施設の避難場所としての機能の充実を図るため、防災機能強化のための補助制度が創設されたが、高等学校は屋外防災施設のみが対象である。高等学校における対象工事の拡充を行うとともに、衛星電話の整備等も補助対象とするなど、補助制度を充実すること。

<参考>

■学校の耐震化率 (H23.4.1現在)

区分	公立小中学校	県立高等学校	私立学校	
			高等学校	幼稚園
鳥取県	72.1% (542棟/752棟)	68.8% (154棟/224棟)	52.9% (27棟/51棟)	52.4% (22棟/42棟)
全国	80.3%	77.7%	73.0%	72.1%

■防災施設・設備の整備状況 (H23年8月：国立教育政策研究所調査結果)

市町村立学校（鳥取県）

(単位：校)

避難所指定 学校数	防災倉庫／備蓄倉庫	トイレ		自家発電 設備	貯水槽・プール浄化 装置/戸	通信装置
		屋外利用	体育館			
204	1	117	168	2	33	5
割合 (%)	<全国> 県	<36.5> 0.5	<65.1> 57.4	<79.1> 82.4	<16.8> 1.0	<29.4> 16.2
						<31.4> 2.5

30 少人数学級の制度化について

《提案・要望の内容》

- 平成24年度に小学校2年生を35人以下学級とすることについては、基礎定数化のための法改正を見送り、未実施の学級への加配措置にとどまった。平成25年度は加配措置による対応ではなく、制度化を実現するとともに、「新・公立義務教育諸学校教職員定数計画（案）」を確実に実現すること。
- 平成24年度から新学習指導要領が中学校でも完全実施となつたが、円滑に実施するため、「新・公立義務教育諸学校教職員定数計画（案）」に示された年次計画のうち、中学校における少人数学級を平成25年度から実現するよう再検討すること。
- 地方財源不足に対応した義務教育費国庫負担金の負担率、負担内容の見直しと、定数改善により必要となる校舎整備費等の財源措置をすること。

※少人数学級は教育効果があり、全学年における少人数学級実現を望む声が市町村教育委員会や保護者からは多数。

※中学校では、新学習指導要領完全実施に伴い授業時間数が増加する教科も多く、早期の少人数学級化を望む声が多数。

※大量退職に伴う退職手当の増加や、定数改善に伴う教員の増加が見込まれ、人件費や施設設備費等の増額により地方財政が圧迫されることを危惧。

<参考>

1 全国的な状況

- 昨年度小学校1年生の35人以下学級が実現したが、本年度小学校2年生の少人数学級を制度化せず、未実施の学級へ加配することで対応。
⇒ きめ細やかな対応が可能な環境づくりは引き続き喫緊の課題であり、全学年の少人数学級の制度化を望む声は大。
- 全国的に、多くの県で学級編制の弾力化に基づく少人数学級等が実施されているが、その財源の確保には苦慮。

2 島根県の状況

- 当県では、平成14年度から小学校1・2年生で30人以下学級、中学校1年生で33人以下学級といった少人数学級を県独自に実施。その成果もあり、当県の児童生徒の状況は、全国学力・学習状況調査の結果によると、全体的にはおおむね良好。
- 一方で、近年学ぶ意欲の低下や学力の二極化（傾向）、不登校児童生徒の増加などの課題が顕在化。
⇒ 基本的生活習慣の定着や学ぶ意欲の向上等を図るため、全学年での少人数学級の実施によるきめ細やかな対応が必要。
⇒ 新学習指導要領実施に伴い授業時間数増となる中学校で、円滑な実施や教員が生徒と向き合う時間の確保や不登校問題への対応のため、早期の少人数学級実施を切望。
- こういった状況を踏まえ、「新・公立義務教育諸学校教職員定数計画（案）」を先行実施するかたちで、市町村の選択と協力のもと、本年度から単県費による小中学校の全学年で少人数学級を実施。

小学校	1、2年生	30人以下学級
	3～6年生	35人以下学級
中学校	1年生	33人以下学級
	2、3年生	35人以下学級

- ⇒ ただ、少人数学級の拡充による教員数の増加に伴う県財政への負担の増。
- 今後の大量退職（平成26年度～平成35年度末の10年間で小学校教員の47.2%が定年を迎える）による退職手当や今回の学級編制の標準引き下げによる教員数の増加や施設設備の整備に伴う地方財政への負担増。
⇒ 現在、義務教育費国庫負担対象外である退職手当の国庫負担対象内への措置。
⇒ 教員増による地方財源への圧迫に対応し、義務教育費国庫負担の割合の1/3から1/2への再変更が必要。
⇒ 少人数学級の制度化に伴い新たに必要となる教室等の施設設備について、地方格差が生じないよう国の責任における財源確保が必要。

31 警察の人的基盤の整備について

《提案・要望の内容》

- ストーカー、DV事案への迅速かつ的確な対応ができる体制を構築するため、警察官を増員すること。

※ストーカー・DV事案は、正に現在進行形の事案であることから、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあり、被害者の親族等にまで危害が拡大する可能性があるという特性があり、被害の予防・未然防止の観点から、迅速、的確な対応が求められているところである。

※そのため、専門的な知識を持つ専従員を配置し、相談者への適切な助言・指導、適切な保護措置及びストーカー規制法に基づく警告を行うほか、事件化できるものは迅速に事件化を図り検挙措置を講じるなど、組織的な対応が必要である。

※近年、この種事案の相談件数は、高止まり状態で推移しており、事案対応件数も、本県内に居住する親族等に対する他府県警察からの保護措置要請などで増加傾向にある。今後も、こうした事案への対応の増加が見込まれるところであるが、本県における体制は脆弱であることから、この種事案に迅速かつ的確な対応を図るために体制の強化が急務である。

- 社会と一体となった総合的かつ効果的な暴力団対策を推進するための体制を構築するため、警察官を増員すること。

※米子市を本拠地とする指定暴力団六代目山口組大同会は、会長が六代目山口組幹部となつたことや、その勢力が県内暴力団員の約7割を占めるなど寡占化状態となっていることなどにより、主要幹部の検挙、資金源の遮断等による組織の弱体化を強力に推進する必要がある。

※「鳥取県暴力団排除条例」の施行、市町村長と警察署長による「暴力団排除に関する合意書」の締結、さらに、事業者等による暴力団との関係遮断を推進する活動など、社会全体で暴力団を排除する機運の高まりとともに、暴力団相談の件数も増加しており、今後さらに機運を盛り上げるためにも、暴力団排除活動を強力に支援していく必要がある。一方、これら暴力団排除活動を行っている事業者や暴力団との関係を遮断しようとする事業者等への危害行為が他県において発生している現状を踏まえ、暴力団排除を推進する県民等の安全を確保するための保護体制強化が急務である。

※以上のように、大同会に対する取り締まり、暴力団排除対策、保護対策を一体的に推進する必要があるが、本県における体制は脆弱であることから、総合的かつ効果的な暴力団対策を実施するため体制の強化が急務である。

- 島根県原子力発電所における原子力災害対応に万全を期すため、警察官を増員すること。

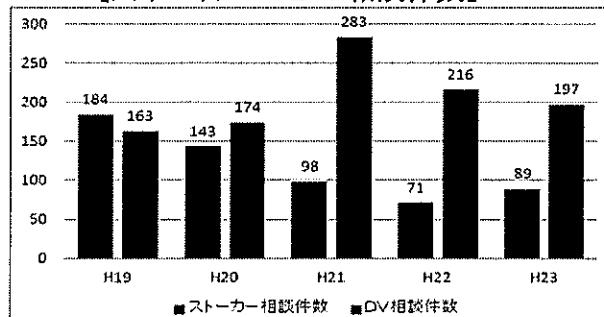
※本県は、島根原子力発電所から最短で17kmに位置し、緊急防護措置区域が30km圏に拡大されて準立地県となった場合、同30km圏内に境港警察署管内及び米子警察署管内が含まれる。

※原子力事故が発生した場合には、本県西部地区の住民の避難に加えて島根県側から大量の避難者が本県に流入することが予想され、島根県警察、鳥取県等の関係先と連携の下、速やかに本県への影響等を把握し、多数の住民等の避難誘導や、広域交通規制、避難地区の犯罪予防等の各種警察活動を迅速かつ的確に実施する必要がある。

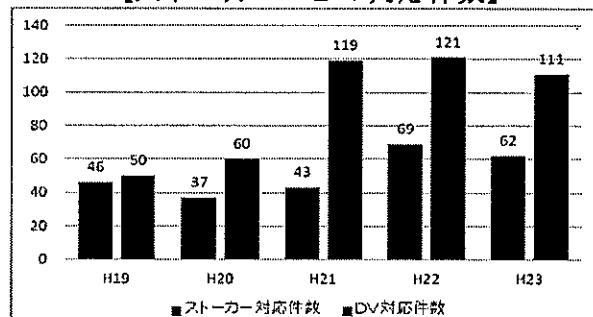
※このような対応に万全を期すためには、平素から、緊急防護措置区域等の基礎調査・実態把握、警備計画等の策定・修正、関係機関との情報共有、教義訓練、施設・資機材の整備、専門的知識を有する担当者の育成、県西部地区への担当者の配置等の備えを恒常的に推進する必要があり、一過性あるいは断続的な対策では到底不可能であり、警察官の増員により継続的かつ専門的、専属的な体制を確立する必要がある。

<参考>

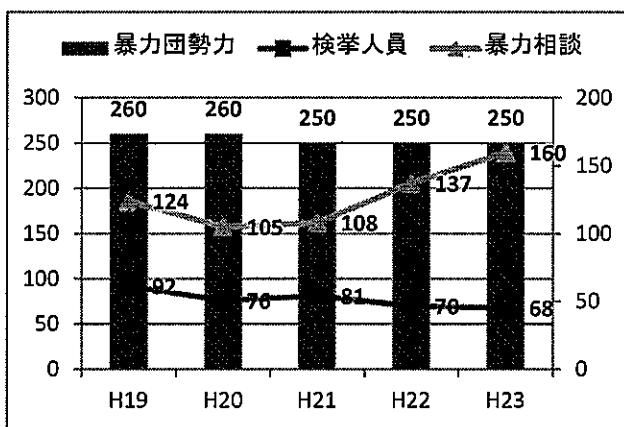
○ストーカー・DV事業対策の体制強化
【ストーカー・DV相談件数】



【ストーカー・DV対応件数】



○暴力団対策部門の体制強化



(暴力団追放パレードの状況)

○原子力発電所準立地県としての体制確立



※30km圏内人口 約65,000人 (平成24年4月1日現在)

32 簡易水道統合後の簡易水道施設についての国庫補助金交付要綱改正及び統合後の不採算経費に対する財政支援について

《提案・要望の内容》

- 平成28年度までの簡易水道等施設整備費に係る国庫補助を、上水道事業に統合後も対象となるよう国庫補助金交付要綱改正を行うこと。
- 簡易水道等を上水道事業へ統合後の不採算経費に対して国が恒常的な財政支援を行うこと。

※簡易水道については、隣接する上水道へ平成28年度までに統合する計画書を提出しないなれば国の補助対象とならないとされ、鳥取市においても統合計画書を提出している。

鳥取市のように山間部の面積が広い自治体においては、統合の対象となる小規模な簡易水道等が多数存在し、一般会計からの繰り入れや国庫補助などを主要な財源として運営している。このまま隣接する上水道と統合すると、独立採算制である上水道事業の安定経営に支障をきたすことになる。

また、国庫補助金交付要綱に定められた統合期限である平成28年度を過ぎれば、国庫補助金交付要件がさらに厳しくなることから、平成29年度以降の施設整備は上水道事業単独の負担となる。

<参考>

1. 簡易水道事業統合計画

上水道事業	1 事業	平成28年度末統合後 上水道事業 1 事業
簡易水道事業	6 7 事業	
飲料水供給施設	1 0 施設	

2. 平成29年度以降の国庫補助要件

- ・他の水道施設から原則として200m以上の距離を有する。
- ・当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの事業整備費用が平均以上であること。

(参照)

平成22年4月9日厚生労働省通知「簡易水道等施設整備費の国庫補助について」

簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領

第3 国庫補助対象事業及び国庫補助対象施設

別表第1 簡易水道再編推進事業・生活基盤近代化事業

※資本単価：20年間の減価償却費と支払利息の合計を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た、水1m³当たりの費用の額。